



更生 kousei 刻々 kokukoku

法務省東京矯正管区更生支援企画課

☎048-600-1560 (直通)

1.toukyoukyousei.j7u@i.moj.go.jp

ホームページ

http://www.moj.go.jp/kyousei/kyousei08_00101.html



第29号

令和7年3月17日発行

矯正の力で地域を元気に

「私たち矯正は地域のために何が出来る？」を考えるワークショップ



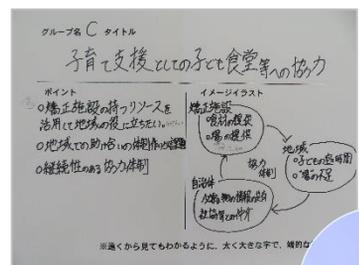
1月30日～31日の二日間、矯正職員を対象としたワークショップ型研修を実施しました。本研修の目的は、「地方創生×矯正施設」です。

昨年度から始めて2回目となる今回は、矯正が持つ人的・物的資源を地方創生にどう活用することができるかをテーマにグループワークを行いました。その準備として、今年度上半期、矯正施設は当該施設所在自治体の間で適宜意見交換を行いながら、地元自治体のニーズを伺い、取組案を検討してこの研修に臨みました。

研修では、実現可能性を重視しつつ、参加していただいた自治体からの意見をいただきながらブラッシュアップし、各グループで発表を行いました。

準備段階も含め、本研修にご協力いただいた自治体の皆さま、ありがとうございました。

アドバイザーとしてお呼びした講師の皆様からアイデア賞を選んでいただきました。選ばれた1つをご紹介します！



全体アドバイザー
田園調布学園大学
長谷川教授



異分野とのコラボレーションという視点がGOOD！

若年受刑者処遇を先駆

川越少年刑務所を会場にセミナー&スタディツアー



再犯防止・更生支援セミナー&スタディツアー同時開催！

2月13日、川越少年刑務所で関東更生支援ネットワーク主催の令和6年度第4回再犯防止・更生支援セミナー&スタディツアーを開催しました。

川越少年刑務所は、犯罪傾向が進んでいない主に20歳～26歳未満の男子受刑者を収容する施設です。川越少年刑務所は、東京矯正管区における総合職業訓練施設であり、15種目の職業訓練を実施しています。また、令和4年以降、男子施設として全国で初めての若年受刑者ユニット型処遇を導入しており、若年受刑者の特性に応じた処遇を実施している先駆的な施設でもあります。

今回は、スタディツアーの部として、現地参加者に川越少年刑務所内を見学していただいた後、オンライン参加者も加わり、セミナーの部を開催しました。セミナーの部では、千葉大学社会精神保健教育研究センター特任講師の東本愛香氏をコーディネーターに、川越少年刑務所の職員をパネリストに迎え、「若年者の特性に応じた処遇を考える～若年受刑者ユニット型処遇の取組～」をテーマに議論していただきました。

参加者の声

- ▼刑務所内で職員同士の風通しの良さを感じることが分かった
- ▼家族が類似の施設で働いており、職場環境を知りたくて参加した
- ▼普段の業務の中では、なかなか詳細に知り得ない刑務所内の処遇を聞くことができ、矯正のスタッフが、ひとりひとり受刑者のことを思いながら処遇をしていることが想像できた
- ▼工場内など、かなり受刑者に近いところまで見ることができて勉強になった

今年度はセミナーを4回、スタディツアーを1回開催することができ、延べ350名の方に参加していただくことができました。

参加者からいただくアンケートを今後のセミナーに生かし、当ネットワークをより一層有意義なものにしたいと思っておりますので、来年度もぜひご参加とアンケートへのご協力をよろしくお願いいたします。



栃木県
さくら市

最初の第一歩は「互いの声を聴く」

喜連川社会復帰促進センターで対話型施設参観



2月19日、喜連川社会復帰促進センター（栃木県さくら市）で、一般市民の方を対象とした、施設参観と対話型ワークショップをミックスした「対話型施設参観」を開催されました。対話型施設参観は、今年度始まった新しい取組で、社会の皆様と矯正施設の職員とが意見交換を通して、双方に矯正の仕事に対して理解を深めてもらうことを目的に開始されたものです。



初めての
「塀」の中へ、
いざ

今回は、公募等で集まった、さくら市を始め栃木県内にお住まいの方21名にセンター内の見学、概況説明を実施した後、同センターや喜連川少年院で勤務している職員とともにグループになって、職員から見た刑務所・少年院の仕事や、受刑者について、また、参加者からも刑務所を見た感想などについて、対話を重ね、相互理解を深めました。参加者は、職員の話に驚き、共感など様々な表情を見せながら、深掘りの質問をするなど、終始和やかな雰囲気で行われました。

今後、こういった対話型施設参観が各地で開催されますので、ご都合が合いましたらぜひ参加していただけると幸いです。



参加者の声

▼ワークショップで現場の方と意見交換ができたことが非常に良かったと感じた▼お互いにとって非常にいい取組なので、少しでも多くの市民に参加してほしい▼職員の方のご苦労も頑張りも良い刺激になった▼普段見れない施設の中を、分かりやすく説明で見学できた

参加した職員からは、市民の方が興味を持ってくださっていることを知れたことや自身の業務について説明できたことが良かったという声がありました。

もっと知りたい 第二次再犯防止推進計画



重点課題（Ⅶ）＜⑥地域による包摂の推進＞

これまでのこのコーナーや更生刻々の中で、犯罪や非行をした人の中には、様々な生きづらさを抱えた人がいるということをお伝えしてきました。そうした人が再び罪を犯すことなく、地域社会の一員として生活していくためには、本人の生きづらさに合った支援を受けながら、社会復帰のための環境を整えていくことが重要となります。また、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等が連携して、支援体制を構築していくことも重要です。

刑事司法手続から離れた人に対する支援は、主に地方公共団体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定されるため、地方公共団体において、再犯防止施策の取組が求められるところ、第一次計画では、一部の地方公共団体と連携した「地域再犯防止推進モデル事業」を実施し、その結果を他の地方公共団体に共有してきました。また、地方公共団体においても、地方再犯防止推進計画の策定が進み、令和6年4月1日時点で815の地方公共団体において、単独又は他の関連計画に包含して策定がなされています。

しかしながら、再犯防止分野において国と地方公共団体が担うべき具体的役割が必ずしも明確ではない面もあり、第二次計画では、国と地方公共団体の役割を具体的に明示（下表）して、地方公共団体の取組を促進するとともに、地域社会において、国、地方公共団体、民間協力者等による支援連携体制を更に強化していくための施策が盛り込まれています。

国・都道府県・市区町村の役割

国	刑事司法手続の枠組みにおける指導・支援の実施。地域における関係機関等による支援ネットワークの構築の推進。
都道府県	広域自治体として、域内の市区町村に対する支援やネットワーク構築、地域の実情に応じて、市区町村が単独で実施することが困難な直接的な支援の実施に努めること。
市区町村	地域住民に最も身近な基礎自治体として、各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等が地域で安定して生活できるよう適切にサービスを提供するよう努めること。

～地方再犯防止推進計画の策定・見直しを予定されている自治体の皆さま～

策定がまだの自治体や計画の見直しを予定されている自治体におかれましては、お困りごとがございましたら、ご遠慮なく当課までご連絡ください。

また、当課から警察署ごとの犯罪統計データ（最新値：令和5年）や、都道府県ごとの矯正施設入所者に関する統計を提供することができます。統計データの提供依頼については、当課までお問い合わせください。

※提供した統計データは、再犯防止推進法に基づき実施する施策の策定等の範囲でご使用いただけます。

離任のご挨拶

更生支援企画課長 大園 雄介

令和5年4月に着任してからの2年間、社会復帰を目指す人たちの更生支援に携わっておられる地方公共団体の御担当者の皆様を始め、多くの方々の御指導・御鞭撻をいただきました。この場をお借りして、御礼申し上げます。

引き続き、刑務所出所者等の再犯防止に向けた、皆様方の御協力を、どうぞよろしくお願い申し上げます。

